

I 福島県教育委員会 新任栄養教諭研修 実施要項

福島県教育委員会

1 目的

新任栄養教諭研修は、新任の栄養教諭に対して、福島県公立学校教職員現職教育計画に基づき、1年間の研修を実施し、専門的知識、実践的指導力及び使命感を養うとともに、幅広い識見と豊かな社会性を習得させ、教育的指導力及び資質の向上を図ることを目的とする。

2 基本方針

本県における健康課題と栄養教諭に求められる資質や能力を踏まえ、新任栄養教諭研修の対象となる栄養教諭（以下「研修対象栄養教諭」）一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、研修者のニーズに応じた実効ある研修を実施する。

3 対象

（1）研修対象栄養教諭は、次のとおりとする。

当該年度に新たに公立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（以下「小学校等」という。）の栄養教諭となった者とする。

（2）次の者は研修の対象としないものとする。

栄養教諭として国立、公立又は私立の学校（県外含）において、1年以上勤務した経験（臨時又は期限付採用の経験を除く）を有する者

4 研修内容

研修対象栄養教諭は、学校又は共同調理場外における研修（「以下校外研修」という。）を2日間、学校内における研修（「以下校内研修」という。）を3日間、合計5日間の研修を受ける。

（1）校外研修

①食に関する指導等の指導力向上を目指した実践的研修

②その他の研修

（2）校内研修（所属校）

①授業研究、教材研究等を通した実践的研修

②その他の研修

5 実施方法

（1）校長は、教職員人事評価制度の評価基準に基づいて、事前に個々の研修対象栄養教諭の能力、適正等を把握し、それを基に年間の研修計画を作成する。

（2）校長が作成した個々の研修対象栄養教諭の研修計画は、市町村立学校においては市町村教育委員会、県立学校においては県教育委員会（健康教育課）に提出する。

（3）当該教育委員会は、校長より提出された研修計画について内容等の確認を行い、必要があれば調整等を行う。

（4）校長は、研修終了時に個々の研修対象栄養教諭の能力、適正及び研修成果等を再び評価し、研修報告書を当該教育委員会に提出する。

（5）校長は、研修報告書の内容を以後の研修に反映させ、研修対象栄養教諭の継続的・発展的な指導力向上に努める。

6 指導体制

（1）校長は、研修対象新任栄養教諭の指導及び助言に当たるものとして、校内の教頭及び教員の中から指導担当者を置くものとする。

（2）校長は、本研修に係る業務を校務分掌に位置付け、研修が学校全体として行われるよう指導体制の整備を図るものとする。

7 校内体制

（1）校長は、研修対象新任栄養教諭が教育センター等における研修を受けるに当たり、給食管理等に支障が生じないように配慮する。

（2）研修対象新任栄養教諭が共同調理場に勤務する場合は、所長は、研修が適切に実施されるよう配慮するものとする。

8 提出書類

校長は、研修を実施するにあたり、以下の書類を当該教育委員会に提出するものとする。

- (1) 研修実施前
研修計画書
- (2) 研修実施後
研修報告書

9 その他

- (1) 学校栄養職員 5 年経験者研修及び学校栄養職員中堅教諭等資質向上研修、中核学校栄養職員研修未受講の者は、栄養教諭 5 年経験者研修及び栄養教諭中堅教諭等資質向上研修、中核栄養教諭の実施要項に沿って研修を実施する。

経験年数の数え方については、学校栄養職員として採用されてからの年数とする。

- (2) この要項に定めるもののほか、研修に必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要項は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

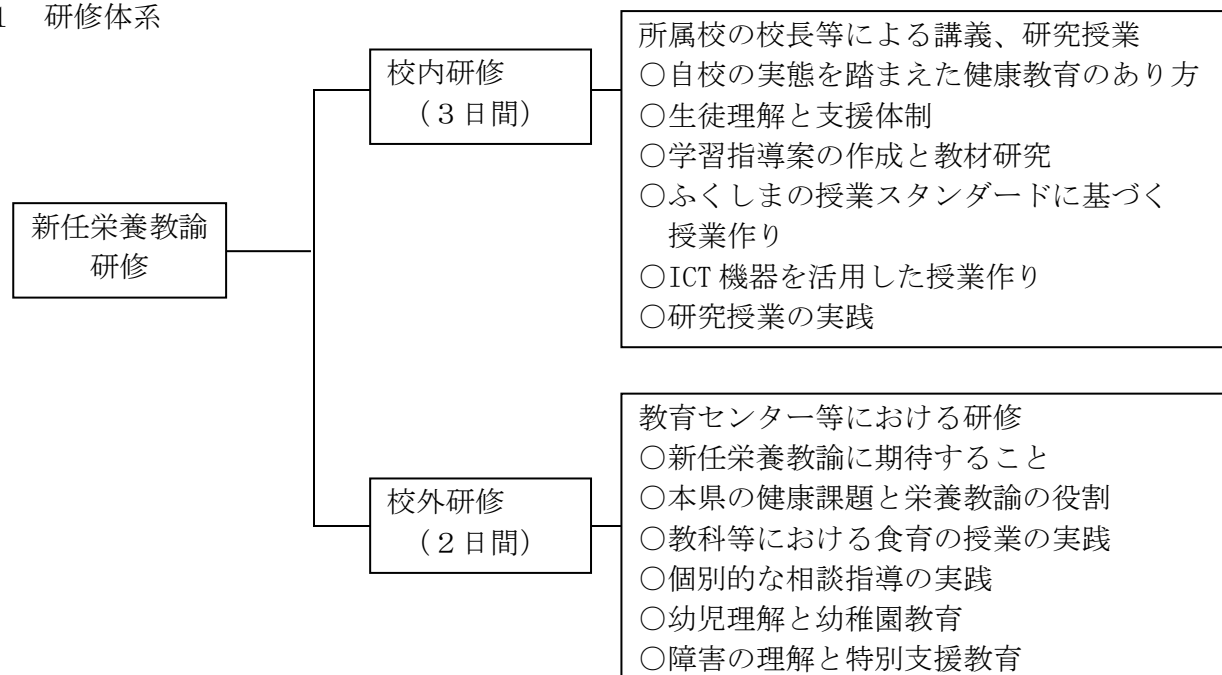
この要項は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 3 日一部改正、同年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 19 日一部改正、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 新任栄養教諭研修 研修概要

1 研修体系



2 研修の目的

新任の栄養教諭（以下「新任者という。」）に対して、福島県公立学校教職員現職計画に基づき、専門的知識、実践的指導力及び使命感を養うとともに、幅広い識見と豊かな社会性を習得させ、教育的指導力及び資質の向上を図る。

3 研修の内容等

- (1) 校内研修・・・4月～2月の期間で3日間（1日4時間程度とする）、所属校で計画し実施する研修
- (2) 校外研修・・・教育センター等において2日間実施する専門的内容に関する研修

4 研修の計画及び実施・運営等

※研修の流れ、期日等は【表1を参照】

(1) 研修計画書の作成・提出について

- ① 新任者が所属する学校の校長は、教職員人事評価制度の評価基準に基づいて事前に個々の新任者の能力、適正等を把握し、それを基に年間の研修計画を作成する。
- ② 新任者が共同調理場に勤務する場合は、校長と所長は、新任者の人事評価にかかる目標等を共有し、所長は、新任者の自己目標や手立ての内容を職務区分ごとに観察し、その状況を校長に報告する。
- ③ 新任者が所属する市町村立学校の校長は「研修計画書」（様式1）3部を、市町村教育委員会に提出する。
- ④ 市町村教育委員会は、「研修計画書」2部を、指定期日までに教育事務所に提出する。
- ⑤ 教育事務所は、「研修計画書」1部を、指定期日までに健康教育課に提出する。
- ⑥ 新任者が所属する県立学校の校長は「研修計画書」1部を指定期日までに県教育委員会（健康教育課）に提出する。

(2) 研修の実施について

- ① 校長、副校長及び教頭は、新任者の研修実施に当たり、適宜適切な指導及び助言を行う。
- ② 校外における研修は、健康教育課で計画して実施する。

(3) 研修報告書・研修評価表の提出について

- ① 新任者が所属する市町村立学校の校長は、「研修報告書」（様式2）3部を指定期日までに提出する。
- ② 市町村教育委員会は、「研修報告書」2部を、指定期日までに教育事務所に提出する。
- ③ 教育事務所は、「研修報告書」1部を、指定期日までに健康教育課に提出する。

- ④ 新任者が所属する県立学校の校長は「研修報告書」1部を指定期日までに県教育委員会（健康教育課）に提出する。

5 研修の留意点

- (1) 新任栄養教諭研修を実施するにあたって、校長及び共同調理場の所長は、学校給食管理業務等に支障がないよう、また、研修対象栄養教諭が研修の時間を十分に確保することができるように配慮する。
- (2) 校長及び共同調理場の所長は、常に研修対象栄養教諭との意思の疎通を図り、研修の流れに沿って、研修対象栄養教諭の指導力、専門職としての適性等について日常の観察をもとに、適宜、指導助言に当たる。
- (3) 職務上の命令による研修だけでなく、研修対象栄養教諭が自ら行う自主研修も大事であることから、校長は、自主研修について奨励や支援に努める。
- (4) やむを得ない事情により、当該年度に新任栄養教諭研修が受けられない場合は、市町村立学校は市町村教育委員会、教育事務所を通して、県立学校は直接、県教育委員会（健康教育課）に報告する。その場合、該当者は次年度以降に受講する。
また、未受講研修がある場合は、次年度以降に計画書を再提出して実施することとなり、その終了をもって新任栄養教諭研修が終了したことになる。したがって、報告書の提出は終了年度末になる。不明な点が出た場合には、市町村立学校は市町村教育委員会、県立学校は県教育委員会（健康教育課）に問い合わせる。

【研修計画書及び報告書】

1 研修計画書（様式1）

（1）校長は、学校給食管理業務等及び校務運営計画等を考慮し、研修計画立案の指導助言をする。

また、研修対象栄養教諭の主体的な研修を促す基盤は校内研修にあることを踏まえ、年間を見通した計画的な校内研修の充実に努める。

（2）校長は、「研修計画書」を健康教育課（市町村教育委員会、教育事務所経由）に電子データで提出する。

【提出期限】○市町村立学校

学校→市町村教育委員会 5月第2週まで

市町村教育委員会→教育事務所 5月第3週まで

教育事務所→健康教育課 5月第4週まで

○県立学校

学校→健康教育課 5月第2週まで

2 研修報告書（様式2）

（1）校長は、研修終了後、研修対象栄養教諭に「研修報告書」を作成させ、校長所見を記入し、健康教育課（市町村教育委員会、教育事務所経由）に提出する。

その際、校内研修の講義で使用した資料、研究授業の学習指導案やワークシート等を添付し、電子データで提出する。

【提出期限】○市町村立学校

学校→市町村教育委員会 2月第4週まで

市町村教育委員会→教育事務所 3月第1週まで

教育事務所→健康教育課 3月第2週まで

○県立学校

学校→健康教育課 2月第4週まで

（2）校長は、「研修報告書」を今後の指導や研修の充実に図るために活用し、引き続き研修対象栄養教諭の資質の向上に努める。

（3）提出された「研修報告書」は、本研修及び本県現職教育体系に基づく諸研修の改善と充実にための資料として活用する。

(様式1)

年度 新任栄養教諭 研修計画書

学校名 _____

校長名 _____

研修対象栄養教諭名 _____

1 これから目指していく栄養教諭としての姿

--

2 校内研修（所属校）計画

月 日(曜日)	会 場	研修内容・日数等	指導者等名
月 日 ()			
月 日 ()			
月 日 ()			

*指導者等が未定の場合は空欄でもよい。

3 校外研修

月 日(曜日)	会 場	研修内容	指導者等名
月 日 ()			
月 日 ()			

(様式2)

年度 新任栄養教諭 研修報告書

学校名 _____

校長名 _____

研修対象栄養教諭名 _____

1 校内研修（所属校）

月 日(曜日)	会 場	研修内容・日数等	指導者等名
月 日 ()			
月 日 ()			
月 日 ()			

2 校外研修

月 日(曜日)	会 場	研修内容	指導者等名
月 日 ()			
月 日 ()			

3 研修の成果と今後の課題

--

4 校長所見

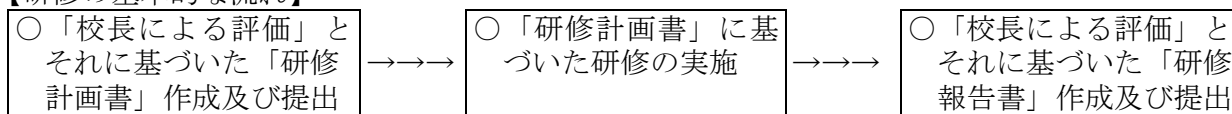
--

【表 1】

福島県教育委員会 新任栄養教諭 年間研修計画

月	校内研修（所属校）	校外研修（健康教育課）
4	○ 研修に係る校内体制の整備 ○ 研修計画書の作成開始	○ 第1回（4月中旬） 新任栄養教諭研修
5	○ 研修計画書の提出 【提出期限】学校→市町村教育委員会 5月第2週まで	○ 研修計画書受領
6	○ 研修計画書に基づく 校内研修開始 ＊ 研究授業1回以上実施	○ 第2回（6月上旬） 新任栄養教諭研修 （専門的な研修）
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2	○ 研修報告書の作成開始	○ 研修報告書受領
3	○ 研修報告書の提出 【提出期日】学校→市町村教育委員会 2月第4週まで	

【研修の基本的な流れ】



【評価について】

（1）評価の目的

- ① 研修対象栄養教諭の職務に関する指導力及び適性等の現状を把握し、個々に応じた研修計画の作成や次年度以降の自己目標設定等の基礎資料とする。
- ② 本研修の評価は、「研修対象栄養教諭が責任感や主体的な職務遂行意識を高めるための資料」及び「組織的・効率的な職務遂行を支援するための資料」として活用する。

（2）評価の実施者

- 評価の実施者は校長とする。（二次評価者）

（3）評価の方法

- 教職員人事評価制度に準ずる。

【共同調理場に勤務する新任者に対する評価について】

- ア 校長と所長は、新任者の人事評価にかかる目標等を共有し、所長は、新任者の自己目標や手立ての内容を職務区分ごとに観察し、その状況を校長に報告する。
- イ 校長は、面談（当初・最終）の際に、所長の観察状況を含めた指導・助言を行い、最終評価に的確性・納得性を持たせるようにする。